

石川県知事 谷本正憲 様

『規制委員は「いわば非嫡出子みたいな感じ」』との知事発言は、婚外子に対する人権侵害であり強く抗議するとともに、婚外子への謝罪を求めます

2012年12月15日

なくそう戸籍と婚外子差別・交流会

私たちは、1988年より24年間にわたり活動を続けてきました「なくそう戸籍と婚外子差別・交流会」という市民団体です。婚外子差別の撤廃と女性の多様な生き方の実現を求めて、婚外子に対する住民票や戸籍の続き柄差別記載をはじめとして、婚外子差別撤廃の運動を続けてきました。

知事が、12月11日に「(原子力規制委員会の)委員は国会で承認を受けていない。いわば非嫡出子みたいな感じ」と発言されたことを新聞報道で読み、私たちは深く傷つき、悲しみとともに強い憤りを持ちました。また、「総選挙後に国会が始まれば、承認手続きをまずやるべきだという意味」との釈明は、“婚外子の親はまず婚姻届を出すべきであり、婚姻しない親の子どもは正当な子どもとは認められない”と理解できます。制度上の差別に抗してあえて婚姻届を出さない婚外子の親にとっては差別に黙して従えという圧力であり、婚姻届を出したくても出せない事情のある親にとっては、これほど悲しい言葉はありません。

さらに、発言の真意を記者から問われて「日本は、結婚して生まれた子供と婚外子は相続上も差を付けている。それが良いか悪いかは別だが、制度はそうになっている」と述べています。自らの婚外子差別発言を、民法の相続差別規定を理由に正当化しようとするなど、とうてい容認できるものではありません。

知事の一連の発言は、国会の承認をえない規制委員会が正当ではないことの例えとして、婚外子の存在をあげています。それは、婚姻外で生まれた子があたかも正当性のない存在であるかのごとく例示しているものであり、驚くべき内容です。婚外子は存在してはいけない否定されるべきものと言っているのです。人権を擁護し推進すべき自治体の長である知事が、婚外子の人権を踏みにじています。このような差別発言は、知事の職を辞すべきほどの許されざる行為です。

知事の発言によって、どれほど多くの婚外子とその親が屈辱感を覚え、傷ついたこ

とでしょうか。あなたが犯したような差別発言や行動によって、婚外子やその母が日々追い詰められ、自殺にさえおいこまれていくこともあるのだということをまず自覚すべきでしょう。そしてそのような発言を聞いた第三者が、婚外子は差別されて当然なのだと思います、さらに婚外子差別を誘発していくことを理解すべきです。

今回の差別発言によって、知事の人権感覚欠如が露呈したと言わざるを得ません。「人を差別してはならない、人権を侵害してはならない」というのは、公職にあるか否かにかかわらず、人としての基本であり、知事の発言は、それを踏み外したものです。

子どもは皆平等であり、等しく尊重されなければならないはずです。親が婚姻しているが、生まれてきたという事実によって、人は皆正当に存在しているのです。

民法の婚外子相続規定については、法制度で差別することがそもそも誤りなのだという議論は以前からなされてきました。戦後67年たって21世紀となった今日では、もはや19世紀につくられたこの規定は撤廃されるべき差別法制度です。1995年の最高裁大法廷は相続規定を合憲と決定した時も、違憲とする少数意見はありましたし、合憲とした裁判官の多くも法規定は改正すべきとの補足意見を書いたのです。最近では、東京、大阪、名古屋の各高裁で次々に違憲判決が出されました。今最高裁大法廷で審議されれば、おそらくは違憲判決が出るであろうと思われます。

相続の問題のみではありません。婚外子差別は人権侵害だとの声は日に日に高まっています。様々な法制度が裁判の場で一つずつ憲法違反と判断され、撤廃されてきたのです。認知された婚外子への児童扶養手当の打ち切り、住民票の続き柄や戸籍の続き柄の差別記載、母外国籍・父日本国籍の婚外子に日本国籍を認めない問題など一つずつ改善されてきました。

なお、知事の言う「非嫡出子」という言葉は、「正当でない子」という意味を持っておりこの言葉そのものが差別だということもぜひ知っていただきたいと思います。この言葉は差別であり使うべきでないと、国連人権機関から日本政府に指摘があるほどです。親の婚姻の有無で子どもの扱いを違えることは問題である、というのがこの間の国際人権の考え方ですが、どうしても婚姻外で生まれたということを示さなければならぬ時は「婚外子」という言葉が使われています。マスコミでも婚外子差別の問題や裁判の判決を報道する際には、「非嫡出子」ではなく「婚外子」という言葉が使われてきています。

法務省でも、出生届の父母との続き柄欄において、「嫡出でない子」のチェックを拒否した届出人に対しては、その他欄で「出生子は母の氏を称する」または「出生子は母の戸籍に入る」と記載すれば出生届を受理するよう運用を改善しました。「嫡出でない子」の表現を使用せずに出生届ができるようになったのです。

このように婚外子の人権への配慮が少しずつではありますがなされてきました。海外では、事情がさらに進んでいます。

1970年代以降、婚外子差別は撤廃されてきました。欧米で最後に残っていたフ

ランスも2001年に相続差別を撤廃し、嫡出概念も廃止されています。世界のすう勢は、もはや嫡出概念の廃止にまでなりつつあるのです。婚外子を差別する法制度を残す日本については、関係するすべての国際機関が、日本の人権について論じる度に、繰り返し差別の撤廃・改善を勧告しています。今や国連加盟国の中で、婚外子を相続で差別する国は、日本の他にはほとんどありません。

このように日本でも世界でも、婚外子差別は撤廃あるいは撤廃に向け改善がなされてきているのです。これらについて知事は、十分承知されているのでしょうか。県知事という公職にあるものであれば、こういったことをしっかり受け止める人権感覚を常に持っていなければならないはずです。

私たちは、知事の婚外子差別発言に強く抗議するとともに、マスコミの前ですべての婚外子とその母や父に謝罪することを求めます。